

## 災害時における発着場所施設利用に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と株式会社 府中カントリークラブ（以下「乙」という。）は、多摩市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、ヘリコプター等の発着場所（以下「発着場所」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、発着場所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、災害時における迅速な災害支援体制を確保することを目的とする。

（発着場所として利用できる施設の周知）

第2条 乙は、発着場所として利用できる施設（以下単に「施設」という。）の範囲をあらかじめ甲と協議して定め、発着場所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（発着場所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、医療機関等が患者の搬送が必要になった場合、施設を発着場所として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を発着場所として開設する場合は、事前にその旨を発着場所開設通知書（第2号様式）により、乙に通知するものとする。

2 甲は、発着場所を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせずに、施設を発着場所として開設することができるものとする。この場合において、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ、通知するものとする。

（発着場所の管理）

第5条 災害時の発着場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、発着場所の運用に要する職員を適切に配置するものとする。

（費用負担）

第6条 発着場所の管理運営に係る費用及び搬送によって発着場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 発着場所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して発着場所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（発着場所の終了）

第8条 甲は、施設の発着場所としての利用を終了する際は、乙に発着場所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、協定の有効期限は、更に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
多摩市  
代表者 多摩市長 阿部裕行

乙 東京都多摩市中沢一丁目41番地1  
株式会社 府中カントリークラブ  
代表取締役社長 齋藤超

第1号様式（第2条関係）

平成 年 月 日

多摩市長

東京都多摩市中沢一丁目4番地1  
株式会社 府中カントリークラブ  
代表取締役社長

発着場所指定承諾書

災害時における発着場所施設利用に関する協定書第2条の規定により、災害発生時における避難所等としての指定について、下記のとおり承諾します。

記

1 所在場所 東京都多摩市中沢一丁目4番地1

2 名称 株式会社 府中カントリークラブ

3 発着場所指定

ヘリポート [ ]  
面積 平方メートル

別紙配置図のとおり

第2号様式（第4条関係）

第 号  
平成 年 月 日

東京都多摩市中沢一丁目4番地1  
株式会社 府中カントリークラブ  
代表取締役社長

多摩市長

発着場所開設通知書

災害時における発着場所施設利用に関する協定書第4条の規定により、災害時における発着場所として、下記のとおり開設することを通知します。

記

開設日時	平成 年 月 日 平成 年 月 日 時から 時まで
使用施設	発着場所 [ ]
その他	

※連絡先： 部 課 担当 電話

第3号様式（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

東京都多摩市中沢一丁目4番地1  
株式会社 府中カントリークラブ  
代表取締役社長

多摩市長

発着場所使用許可期限延長申請書

このことについて、災害時における発着場所施設利用に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり発着場所使用許可期限の延長をお願いします。

記

1 使用施設名称

2 延長日時の予定

平成 年 月 日 時から  
平成 年 月 日 時まで

3 利用人数

名

4 延長の理由

5 連絡先

部 課 担当 電話

第4号様式（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

東京都多摩市中沢一丁目4番地1  
株式会社 府中カントリークラブ  
代表取締役社長

多摩市長

発着場所使用終了届

災害時における発着場所施設利用に関する協定書第8条の規定により、災害時における発着場所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時

平成 年 月 日 時まで

2 引渡し予定日時

平成 年 月 日 時まで

3 連絡先

部 課 担当 電話